

# 知多市プレミアム付商品券事業委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

市内の店舗等で使用できるプレミアム付商品券を発行し、エネルギーや食料品価格などの物価高騰の影響を受けた家計の負担を軽減するとともに、市内消費を喚起することで事業者を支援する。

また、将来を見据えてデジタルを活用した地域経済の活性化及びキャッシュレス決済の普及を図る。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

知多市プレミアム付商品券事業委託

### (2) 業務内容

「知多市プレミアム付商品券事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）  
のとおりとする。

### (3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月8日（金）まで

### (4) 提案上限額

事務費：金44,140,000円（税込）

※事業費（プレミアム分を含む換金原資）520,000,000円については、本事業全体には含むが、販売実績に応じて支出する金額となり提案の余地がないため、提案上限額からは除く。

## 3 選定方法

公募型プロポーザル方式

## 4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) プロポーザル参加申出書の提出日現在において、知多市建設工事等の入札参加資格及び格付の審査等に関する要領（令和4年4月1日施行）第8条第2項に基づく有資格者名簿に登録されていること。同資格者名簿に登録されていない場合は、プロポーザル参加申出書提出期限までに同入札参加資格申請を行う

こと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。

(3) 知多市指名停止及び指名見合せ取扱要領（平成31年4月1日施行）による指名停止等の期間中でないこと。

(4) 知多市暴力団排除条例（平成23年12月21日条例第16号）による排除対象者ではないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規程に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(7) 過去に地方公共団体及び商工会議所又は商工会において類似業務の実績があること。

(8) 共同企業体で参加する場合は、次の条件を全て満たすこと。

ア 共同企業体の構成員は、上記（1）から（7）までの条件を満たすものであること。

イ 共同企業体の構成員は、業務委託について当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

ウ 共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員としてこのプロポーザルに参加していないこと。

(9) プロポーザル参加者が対象業務の契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合又は技術提案書等に虚偽の記載を行った場合は、その時点で参加資格を失う。

## 5 実施要領等の公開及び技術提案書の提出等

### (1) 実施要領等の公開

令和5年5月23日（火）

### (2) 参加申出

#### ア 提出書類

(7) 公募型プロポーザル方式参加申出書（知多市プロポーザル方式実施要領

第3号様式)

(イ) 事業者概要 (様式1)

(ウ) 業務実績表 (様式2)

(エ) 会社案内等の資料 (パンフレット等)

(オ) 業務委託共同企業体協定書 (任意様式)

※共同企業体で参加を希望する場合に限る。

(カ) 次に掲げる証明書。ただし、当該参加申出者が本市の入札参加資格を有していない場合に限る。

- ・法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) (応募申込日前3か月以内に発行のもの)

- ・国税納税証明書 (その3の3 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用) 及び都道府県税 (法人住民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割) の納税証明書 (未納の税額のないこと用) (令和5年4月1日以降に交付された直近のもの) 又は納税義務がない旨の理由を記した申出書。なお、知多市税の納税状況は、本市にて確認するため、知多市税の納税証明書の提出は不要とする。

イ 提出部数

各1部 (提出書類は全てA4判縦、左綴じ)

ウ 提出方法 持参、郵送 (書留) 又は電子メール

※電子メール及び郵送の場合は、必ず到着の有無を電話で確認すること。

エ 提出期限

令和5年6月6日 (火) 正午まで

オ 提出先

「16 問合せ・提出先」のとおり。

カ その他

提出書類への押印は不要とする。

## 6 参加資格の確認

提出された参加申出書の確認を行い、参加資格の結果について次の通り通知す

る。併せて、参加資格要件を有する者に技術提案書の提出を要請する。

通知予定日 令和5年6月9日（金）

## 7 技術提案書の提出

### (1) 提出書類

#### ア 技術提案書（表紙）（様式3）

##### (ア) 内容

- ・別紙1「技術提案書記載項目と審査項目」の項目ごとに、提案内容を記載すること。
- ・技術提案書の記載にあたっては、説明をしなくても書面を読んで理解できる内容とすること。
- ・本市の運用を十分考慮し、仕様書の要件を満たしている内容とすること。

##### (イ) 書式

- ・A4判縦を基本とし、頁番号を付与するものとする。書式、頁数については特に定めのないものとする。
- ・紙面にて提出する場合は、A4判縦（A3判の折り込み可）で可能な限り両面印刷とすること。

#### イ 業務実施体制表（様式4）

##### (ア) 内容

本委託業務遂行にあたっての、市側、事業者側の役割分担を分かりやすく示すこと。

##### (イ) 書式

A4判、長辺綴じ(左)、片面印刷

#### ウ スケジュール（任意様式）

#### エ 提案価格書（様式5）

当該提案に係る価格（税込）について、提案価格内訳書（様式6：A3判の折り込み）とともに提示すること。

内容は、本事業における実施義務事項としてプロポーザル参加者が提示し、契約するものであることに留意すること。追加費用が発生する提案事項については記載しないこと。

オ 提案価格内訳書（様式6）

(2) 提出部数と提出方法

紙媒体と電子データの両方を次のとおり提出すること。

ア 紙媒体 ... 9部を郵送又は持参にて提出

イ 電子データ... P D F形式で電子メールにて提出

(3) 提出期限

令和5年7月3日（月）午後5時（必着）

※電子メール及び郵送の場合は、必ず到達の有無を電話で確認すること。

(4) 提出先

「16 問合せ・提出先」のとおり。

(5) その他

提案は1案とすること。

提出書類への押印は不要とする。

8 提出書類の取り扱い

(1) 提出された書類の著作権は参加事業者に帰属することとし、参加事業者に無断で本委託業務の受注者選定以外の目的には使用しない。ただし、知多市情報公開条例等の法令に基づき公開する場合がある。

(2) 提出書類は、本プロポーザルにおける受託候補者の選定以外の目的では使用しない。

(3) 提出期限以降の提出書類の差替え、追加、再提出は認めない。

(4) 提出書類の返却は行わない。

(5) 技術提案書に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

(6) 提出書類について、本業務で必要な範囲において、複製できることとする。

9 質問及び回答

(1) 質問期間

令和5年6月16日（金）正午まで

(2) 質問方法

「16 問合せ・提出先」宛てに質問書（様式7）により電子メールにて提出すること。ただし、軽微又は簡易なものについては電話等にて対応する場合がある。

(3) 質問に対する回答について

以下の日程で電子メールにて回答する。

ア 令和5年6月2日（金）まで

※参加申出のあった者すべてに対し、令和5年5月30日（火）正午受付分までを回答する。

イ 令和5年6月23日（金）まで

※技術提案書の提出要請を受けた者（参加辞退を申出た者を除く。）すべてに対し回答する。

10 参加辞退

参加申出書提出後に辞退する場合は、参加辞退書（様式8）を提出すること。  
なお、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。

(1) 提出期限

令和5年6月29日（木）午後5時（必着）

(2) 提出方法

「16 問合せ・提出先」宛てに電子メール、郵送又は持参にて提出すること。

※電子メール及び郵送の場合は、必ず到達の有無を電話で確認すること。

11 提案内容の評価及び受託候補者の選定

評価は、知多市プレミアム付商品券事業委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された技術提案書等及びプレゼンテーションにより総合的に評価する。

(1) 一次評価（書類評価）

提案者が多数の場合、二次評価対象者を絞り込むため、知多市プレミアム付商品券事業委託業者選定委員会による書類評価を行う場合がある。

書類評価を行った場合の結果については、令和5年7月6日（木）までに通知する。また、書類評価に際し、不明な点が生じた場合には、書面等にて個別

に質問をすることがある。

なお、書類評価を行わない場合は、遅滞なくプレゼンテーション評価に移行する。

(2) 二次評価（プレゼンテーション評価）

優先交渉権者を特定するため、知多市プレミアム付商品券事業委託業者選定委員会による審査会を開催する。

ア 日時・場所

令和5年7月11日（火）又は7月13日（木）の指定する時間・場所

※審査会の日程等については、参加者数等により変更される場合がある。

イ 持ち時間

(イ) プレゼンテーション 20分以内

(ロ) 質疑応答 15分程度

ウ 機器

スクリーンは本市で準備するが、プロジェクタ及びその他必要な機器は、プレゼンテーション参加者において用意すること。

エ その他

(ア) 本業務の主たる担当者がプレゼンテーションを実施すること。

(イ) プレゼンテーション参加人数は3人程度とするが、会場の規模に対し過大であれば、入室を制限することがある。

(ロ) プレゼンテーション時において、その趣旨及び内容に変更がない範囲で技術提案書と別の資料を提示することは妨げない。

(3) 審査項目及び評価基準

別紙1「技術提案書記載項目と審査項目」のとおり。

(4) 優先交渉権者の特定

選定委員会において、上記（3）の審査及び評価を踏まえて優先交渉権者の特定を行う。

各委員の採点に基づき各提案者に順位を付け、審査順位が第1位の者を優先交渉権者として特定する。

なお、委員会の審議により、当該業務の内容に適合した履行の確保が見込め

ないと判断された場合には、優先交渉権者を特定しないことがある。

(5) 提案者が1者のみの場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合は合計得点が配点合計の6割以上となった場合に限り、優先交渉権者として特定する。

1.2 評価結果に関する事項

(1) 評価結果

優先交渉権者として特定又は特定しなかった旨を、評価終了後速やかに提案者へ電子メール及び書面で通知するとともに市ホームページで優先交渉権者の名称等を公表する。

通知予定日 令和5年7月18日（火） 予定

(2) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により、非特定理由についての説明を求めることができることとする。

ア 請求期間

通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内の午後5時までとし、請求先は「16 問合せ・提出先」のとおり。

イ 回答について

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して10日開庁日以内に行うものとする。

1.3 契約の締結

(1) 本プロポーザルによって優先交渉権者を特定し、当該業務に係る見積書徴収の相手方とする。

(2) 本市と優先交渉権者で、提出された技術提案書を参考に協議を行い、仕様を確定後に改めて見積書を徴収し契約を締結する。

なお、協議の結果、合意に達しない場合には、次点の参加事業者から順に協議を行う。

(3) 優先交渉権者が契約締結までに「4 参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、無効となった場合、信義に反する行為があった場合、その他事故等の事由により契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰

り上がるものとする。

- (4) 支払等に関する事項、契約の変更・解除に関する事項など、契約にあたっての重要な事項については、地方自治法、同施行令及び知多市契約規則等の定めるところとし、その詳細は契約時に定める。
- (5) 採用された技術提案書に記載されている事項は、契約時の仕様書の原型になるものであるが、すべての提案事項について契約を保証するものではなく、技術提案書について本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本市と提案者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。
- (6) 本プロポーザルは、知多市令和5年度補正予算成立を前提とした手続きであり、補正予算成立後に効力を生じるものである。したがって、補正予算が成立しなかった場合は、委託契約は締結しないものであることを留意すること。なお、この場合においても、参加者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

#### 1 4 その他

- (1) 提出書類の作成及び提案に要する各種費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 電子メール等の通信事故について、本市は一切の責任を負わないものとする。
- (3) 仕様書等に示す要件、構成等は主要項目であり、これに明記していない事項についても、本業務を遂行する上で当然備えるべき事項については要求内容に含まれるものとして提出書類を作成すること。
- (4) 選定委員会の委員に対し、本プロポーザルに係る接触の事実が認められた場合には、提案を無効とする。
- (5) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (6) 選定結果について、異議申し立ては一切受け付けない。
- (7) 契約締結後において、契約書に定めのない事項が発生し業務の遂行上実施する必要がある場合は、市と受託者双方で協議のうえこれを実施するものとする。
- (8) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(9) 個人情報の保護については、万全を期すものとし、流出・損失が生じないこと。

(10) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として本市に帰属する。

#### 1 5 スケジュール

項 目	日 程
公募の公表	5月23日(火)
質問書の提出期限(1回目)	5月30日(火)正午
質問書の回答期限(1回目)	6月2日(金)
参加申出書の提出期限	6月6日(火)正午
参加資格要件の確認結果通知	6月9日(金)
質問書の提出期限(2回目)	6月16日(金)正午
質問書の回答期限(2回目)	6月23日(金)
参加辞退届の提出期限	6月29日(木)午後5時
技術提案書の提出期限	7月3日(月)午後5時
書類評価の結果通知 ※書類評価が実施された場合のみ	7月6日(木)※予定
プレゼンテーション	7月11日(火)又は7月13日(木)※予定
審査結果の通知	7月18日(火)※予定
協議	7月18日(火)以降※予定
契約締結	7月28日(金)※予定

#### 1 6 問合せ・提出先

知多市環境経済部商工振興課(市役所本館2階)

〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地

電話番号 0562-36-2662(直通)

電子メールアドレス shoukou@city.chita.lg.jp

※問合せ及び書類の持参は、午前9時から正午までと午後1時から午後5時までの時間とし、土・日、祝日を除く。